

「協会員の役職員に対する処分に関する ワーキング・グループ」報告書

2023年6月20日

日本証券業協会

協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ

目次

I. はじめに.....	1
II. 情報漏えいに対する協会員の役職員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化	
1. 禁止行為の追加.....	2
(1) 規制整備の必要性.....	2
(2) 新禁止行為の対象とすべき「情報」の範囲.....	3
(3) 新禁止行為の検討.....	3
(4) 適用範囲.....	8
2. 情報漏えい等に係る処分量定.....	8
(1) 登録取消等について.....	9
(2) 登録取消等以外の処分について.....	12
III. 不都合行為者名簿の公表等.....	13
1. 行政処分等の公表の現状.....	13
2. 処分の公表目的.....	15
3. 処分の公表対象.....	15
4. 氏名の公表について.....	15
5. 事案の公表に係る検討.....	17
(1) 公表対象・公表方法・公表期間について.....	17
(2) 公表内容について.....	17
(3) 具体的な公表イメージ.....	21
IV. おわりに.....	23
V. 参考資料.....	24

I. はじめに

本協会では、毎年、協会員等に対して「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行っているところであるが、2022年度の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が高くなっている。

これらの状況を踏まえると、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図る必要があると考える。

このため、2022年9月20日、自主規制会議の下部機関として、「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」という。）を設置し、上記提案について、7回にわたり検討を行ってきた。

本報告書は、本ワーキングにおける検討結果を取りまとめたものである。

Ⅱ. 情報漏えいに対する協会員の役職員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化

処分の厳格化の方法としては、役職員の禁止行為を追加することにより処分の対象範囲を拡大することと、処分量定を見直すという2つのアプローチが考えられることから、本ワーキングでは、「禁止行為の追加」及び「処分量定」について、検討を行った。

1. 禁止行為の追加

(1) 規制整備の必要性

証券業界においては、近年、個人情報や情報管理に対する社会的関心が高まる中で、役職員による顧客情報の漏えい等に関する問題行為が見受けられており、顧客からの苦情も寄せられているところである。こうした行為の中には、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用など、現行の「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」では捉え切れない行為も存在している。

このような行為については、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客の信任を裏切るものや顧客が予期しない損害を被るおそれが高いものも含まれている。このため、このような行為について禁止行為とし、顧客情報のより一層の保護を図るため、自主規制規則を整備する必要があると考えられることから、本ワーキングでは、従業員規則の禁止行為の追加について検討した。

禁止行為の追加を検討するにあたっては、過度に禁止行為の範囲が広がると、協会員の活動を不必要に萎縮させてしまうおそれがあること、また、禁止行為への抵触は役職員の処分の対象になり得ることから、役職員の処分範囲が不当に広がらないよう、禁止すべき行為は必要十分な範囲とすべきとの考え方に基づいて検討を行った。

なお、本ワーキングにおける検討において禁止行為とすべきと整理された行為以外の行為についても、悪質性の高い場合など、「外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の5第1項第2号）」に該当すれば、処分が行われる可能性がある。このため、協会員においては、この点にも留意して役職員の教育・管理等を行う必要があると考えられる。

(2) 禁止行為に追加する情報漏えい等行為（以下「新禁止行為」という。）の対象とすべき「情報」の範囲

現行の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」の「秘密」の範囲については、その規制の趣旨¹を踏まえ、「顧客に関する秘密」との解釈で運用されている²。

新禁止行為の規制の趣旨は、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様と考えられるところ、新禁止行為の対象とすべき情報の範囲については、「顧客に関する情報（以下「顧客情報」という。）」とすることが適当と整理した。

また、「顧客情報」は、「職務上知り得た秘密」の漏えいと同様に、書面や電子媒体に記載・記録された情報に限定せず、原則として、広く情報全般（役職員が記憶している情報も含む）とすることが適当と整理した。（例外的に記憶情報を対象外とするものについては、後述（3）①イ及び④イを参照）

(3) 新禁止行為の検討

本ワーキングでは、以下の①～⑥の行為態様と想定されるケースに分けて、新禁止行為として扱うことの是非について検討を行い、以下のとおり整理した。

①退職時の不返却・不消去／顧客情報の社外持出し

<想定されるケース：イ. 退職時の不返却・不消去>

協会員の役職員が、正当な理由なく、退職時に顧客情報を協会員に返却又は消去しないケース

不返却・不消去の時点では「不正使用」（後述④）や漏えいは生じていないものの、退職時に故意に顧客情報を返却又は消去しない場合、当該顧客情報が不正な目的で使

¹ 「協会員の役職員は、有価証券の売買その他の取引等を行う投資者について、その資力等に
応じて適正な投資勧誘を行わなければならないため、顧客カード等により顧客に関する未公開の
情報を収集し、入手し得る立場にある。このような顧客の情報を外部に漏えいすることは、
顧客の信任を裏切り、証券会社の信用を失墜させるおそれがある」こと、また、「職務
上知り得た情報、例えば財産状況等について外部に漏らすようなことがあると、それによっ
て顧客は予期しない損害を被るおそれがあり、ひいては顧客からの信頼を損ねるおそれがある」
ことから、「職務上知り得た秘密の漏えい」が禁止されている。（営業責任者・内部管理
責任者必携より一部抜粋）

² 「顧客に関する秘密」には該当しない情報（自社自身の取引情報やノウハウ等）については、
従業員規則の「職務上知り得た秘密」に該当する情報ではないものの、協会員において
これらの情報の社外への漏えい等を抑止するために必要な役職員に対する教育・管理を行う
ことは当然の対応であると考えられる。

用・漏えいされる蓋然性が高いと考えられる。加えて、退職した役職員は他の協会員に再就職するとは限らないところ、当該顧客情報が協会員以外の者に使用された場合には、「不正取得」（後述②）や「不正使用」（後述④）など本協会の自主規制規則は適用されないことを踏まえ、退職時の不返却・不消去を新禁止行為として扱うこととした。

なお、役職員の「記憶情報」については、記憶情報を返却・消去することは現実的に不可能であるため、「退職時の不返却・不消去」の対象となる顧客情報に該当するものとは解さないこととした。

また、退職時の不返却・不消去については、過失により発生することも想定されることから、過失により発生した場合を新禁止行為として扱うか否かを検討した。その結果、過失により返却・消去されなかった顧客情報であっても、その後に使用・漏えいされるおそれがあることから、過失による行為を新禁止行為から除外することは適切でないと考えられること、さらに、新禁止行為の要件に故意・過失といった主観的要素を含めることにより、新禁止行為の該当性の判断に支障が生じるおそれや新禁止行為の抑止効果の低下のおそれといった弊害も生じ得ることから、故意・過失を問わず新禁止行為に該当することとした。なお、「退職時の不返却・不消去」に限らず、全ての新禁止行為について、故意・過失を問わず新禁止行為に該当することとした。

<想定されるケース：ロ. 顧客情報の社外持出し>

協会員の役職員が、当該協会員の業務の用に供する目的外の目的で、社外に顧客情報を持ち出すケース

協会員の役職員が、業務目的外の目的で顧客情報を社外に持ち出す行為は、前述の「イ. 退職時の不返却・不消去」のケースとは異なり、一の協会員内の行為であり、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできる。したがって、当該協会員において、持出し行為後の漏えい行為も含めて役職員の教育・管理等を行うことが可能であり、仮に、持出し行為後に漏えい行為が生じた場合には、漏えい行為に係る禁止行為の対象として扱われることを踏まえ、持出し行為のみを切り出して新禁止行為として扱うことはしないこととした。

なお、持出し行為を行った役職員がその状態を維持したまま退職する場合には、前

述の「イ. 退職時の不返却・不消去」に係る新禁止行為の対象になるものと考えられる。

②顧客情報の不正取得

<想定されるケース：イ. 他の協会の顧客情報を不正取得>

協会の役員が、正当な理由なく、他の協会の顧客情報を取得するケース

正当な理由なく、他の協会の顧客情報を取得することは、その後の不正使用や漏えいに繋がる蓋然性が高い行為であり、顧客からの信用を失墜させるおそれが高く、場合によっては顧客が予期しない損害を被るおそれがある行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

<想定されるケース：ロ. 自社の顧客情報を不正取得>

当該情報を取得する権限がない協会の役員が、業務上の必要がないにも関わらず、自社の顧客情報を取得するケース

自社の顧客情報の不正取得は、一の協会内の行為であり、協会の内部管理上の問題と捉えることもできること、また、社外への顧客情報の漏えいを禁止する規制が存在していることにより必要な投資者保護の措置は図られていると考えられることから、新禁止行為として扱わないこととした。

<想定されるケース：ハ. 他の協会の顧客情報の二次的取得>

他の協会の情報を不正取得した者又は退職時に顧客情報を返却・消去しなかった者から、不正取得された顧客情報又は退職時に返却・消去されなかった顧客情報であることを知りながら取得するケース

このケースは、自らの意思によらずに、他者が不正取得した顧客情報又は退職時に返却・消去されなかった顧客情報を受動的に取得してしまうケースを想定しているが、このような行為まで新禁止行為として扱うことは過度な規制になると考えられること、また、情報転得者の行為としては、「不正使用」（後述④）及び漏えいを禁止することで必要な投資者保護は図られると考えられることから、新禁止行為として扱わないこととした。

なお、自らの意思で能動的に、他者を介して他の協会の情報を不正取得するケースは前述の「イ. 他の協会の顧客情報を不正取得」に該当し、新禁止行為として扱うこととなる。

③情報漏えいの唆し

<想定されるケース>

協会の役職員が、他の協会の顧客情報を漏えいするよう他者を唆すケース

唆し行為だけで、実際に顧客情報の取得がない場合は、顧客が予期しない損害を被るおそれがないこと、また、教唆行為は一般的に実行行為（情報漏えい行為）があったときに罰せられることとされていることから、唆し行為のみを切り出して、新禁止行為とはしないこととした。

なお、他者への唆し行為の結果、他の協会の顧客情報を取得した場合には、唆し行為をした者が顧客情報を不正取得したこととなり新禁止行為に該当する。このため、協会においては、唆し行為が新禁止行為に繋がり得ることも考慮のうえ、役職員の教育・管理等を行う必要があると考えられる。

④顧客情報の不正使用

<想定されるケース：イ. 不正取得等した顧客情報の使用>

協会の役職員が、「退職時に返却・消去しなかった顧客情報（前述①「イ. 退職時の不返却・不消去」により保持していた顧客情報）」や「他の協会から不正取得した顧客情報（前述②「イ. 他の協会の顧客情報を不正取得」により取得した顧客情報）」を使用するケース

退職時に返却・消去しなかった顧客情報又は不正取得した顧客情報を使用する行為は、顧客からの信用を失墜させるおそれが高く、場合によっては顧客が予期しない損害を被るおそれがある行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

また、協会の役職員が、他者を介して他の協会の顧客情報を転得した場合において、当該顧客情報が「退職時に返却・消去されなかった顧客情報」又は「不正取得された顧客情報」であることを知りながら使用するケース（使用時悪意の転得情報の使用）についても、同様の理由で新禁止行為として扱うこととした。

なお、「不正使用」の対象となる顧客情報に記憶情報を含めるかという点について、「不正取得した顧客情報の使用」の対象となる顧客情報には記憶情報を含めるべきであるが、一方で、「退職時に返却・消去しなかった顧客情報の使用」の対象となる顧客情報には、以下の理由により、記憶情報を含めないこととした。

- ・ 営業員が適正に取得した顧客の氏名や連絡先等を転職後も記憶して、当該記憶を頼りに顧客に連絡する行為は、必ずしも役職員の処分の対象とするほど悪質性が高い行為であるとは考えられず、これを禁止することは、営業活動を必要以上に萎縮させてしまうおそれがある。
- ・ 記憶できる情報の量は限られ、また、記憶を頼りに営業員が転職後に顧客へ連絡するケースにおいて、営業員と懇意にしていた顧客については、顧客に予期しない損害を与える可能性や程度は大きくないとも考えられる。一方で、記憶情報を頼りに顧客にコンタクトをとることまで禁止すると、転職先での取引を希望する顧客に連絡することも禁止となり、顧客の意向に沿えないこととなる。

ただし、記憶情報の使用については、顧客の意向に沿わない形で営業員が顧客にアプローチすることによる苦情等により、顧客や他の協会員との間のトラブルに発展するおそれもあるため、協会員においては、こうした観点にも留意して役職員の教育・管理等を行う必要があると考えられる。

<想定されるケース：ロ. 役職員による業務目的外の目的での使用>

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用するケース

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用する行為は、一の協会員内の行為であり、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできることから、当該行為を新禁止行為として扱う必要性に乏しく、禁止行為として扱わないこととした。

⑤不正取得等した顧客情報の漏えい

<想定されるケース>

協会員の役職員が、不正取得した顧客情報又は不返却・不消去により保持している顧客情報を第三者に漏えいするケース

現行の「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客が予期しない損害を被り、

金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが高い行為であるため、新禁止行為として扱うこととした。

⑥漏えい時悪意の転得情報の漏えい

<想定されるケース>

他者から取得した顧客情報について、他者が不正取得した顧客情報又は他者が不返却・不消去により保持していた顧客情報であることを知ったうえで、当該顧客情報を第三者に漏えいするケース

前述「⑤不正取得等した顧客情報の漏えい」と同様に新禁止行為として扱うこととした。

(4)適用範囲

新禁止行為の適用範囲については、協会の役員、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員とすることとした。

また、新禁止行為については、法令・規則に基づく場合や、その他正当な理由がある場合には、新禁止行為の対象外となることを確認した。

本ワーキングの委員から、今回の規制が役職員の職業選択の自由を不当に損なうものであってはならないという意見や、金融商品取引業者等の人材の流動性への悪影響を懸念する意見が出されたことを踏まえ、新禁止行為の適用範囲が過度に広範とならないよう、規則整備にあたっては、規制範囲の明確化・限定化を図ったうえで、必要に応じて新禁止行為の適用範囲を協会に周知することとした。

なお、新禁止行為に係る従業員規則及び「金融商品仲介業者に関する規則」の具体的な改正条文の内容並びに新禁止行為を踏まえた「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の改正については、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行うこととした。

2. 情報漏えい等に係る処分量定

処分量定については、本協会ホームページで公表されている「協会の役員に対する処分の考え方」（以下「処分の考え方」という。）において、処分の検討要素及び審査

の指針が定められている。また、原則として「登録取消処分」及び「不都合行為者の取扱い」（以下「登録取消等」という。）に該当する行為が明示されている。

本ワーキングでは、「処分の考え方」において具体的な行為が明示されている登録取消等とそれ以外の処分（職務停止処分及び職務禁止措置）とに分けて、処分量定について検討を行った。

（１）登録取消等について

「処分の考え方」において、原則、登録取消等に該当する行為が挙げられているが、顧客情報の漏えい行為により登録取消等が科せられた実例があることを踏まえ、「処分の考え方」の登録取消等に該当する行為に、顧客情報の漏えい行為を追加し、登録取消等になり得ることを明示することとなった。

また、顧客情報の漏えい行為のうち、原則として登録取消等となる典型的なケースを整理した。

これにより、顧客情報の漏えい行為の抑止及び処分の予見可能性の向上に資することが期待される。

①「処分の考え方」の改正案

登録取消等に該当しうる顧客情報の漏えい行為の全ての要件を挙げることは困難であることから、「処分の考え方」では、子細に要件を記載するのではなく、以下の改正案のとおり、「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」と記載することとなった。

改正案	現行
2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。 ① （ 現行どおり ） ② （ 現行どおり ）	2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。 ① 顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為 ② 金融商品取引法上重い罰則のある行為（相場操縦やインサイダー取引等）

改正案	現行
③ 顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為	(新 設)
④ (現行どおり)	③ 役員等による協会員の法令等違反を主導する行為
⑤ (現行どおり)	④ 再違反行為

②登録取消等の典型的なケースの要件

自主規制規則違反による登録取消処分は「外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき」に該当する場合、不都合行為者の取扱いは「その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合に科すことができる。また、登録取消等の効果が非常に重いことを踏まえると、登録取消等は、相応の重大性、悪質性、社会的影響度等がある行為に限定して科すべきである。行為の重大性、悪質性、社会的影響度等を判断するにあたっては、「処分の考え方」に示している種々の検討要素を考慮し、総合的に判断することになるが、本ワーキングでは、重大性、悪質性、社会的影響度等を考慮して、「処分の考え方」の「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースを以下のとおり整理した。

なお、登録取消等のケースは以下の典型的なケースに限定されるわけではなく、これ以外のケースであっても、処分量定の検討において、種々の検討要素を考慮した結果、登録取消等が相当と判断されるものはあり得る。また、処分量定の検討において、考慮すべき軽減要素がある場合には登録取消等が相当とはならないこともあり得ることに留意が必要である。

【顧客情報の漏えい行為における登録取消等の典型的なケース】

以下のイ～ハの全ての要件を満たすもの

要件	備考
イ. 行為態様 漏えい	
ロ. 顧客に関する情報の量・内容	情報の量は、被害顧客数、情報の種類、件

要件	備考
顧客に関する情報の量が甚大であること 又は 秘匿性の高い情報が含まれていること	数を総合的に判断することとなる。 また、秘匿性の高い情報とは、例えば、ネット取引のID・パスワード、クレジットカード番号、キャッシュカード番号、マイナンバーなどのように、量が少なくても漏えいによる被害が大きいと考えられるものを想定している。
ハ. 不正な利得の目的・有無 不正な利益を得る目的があること 又は 不正な利益を得ていること	「不正な利益」とは、例えば、漏えい行為に対する見返りとして他者から得る、金銭、高額な物品、有価証券の売買取引契約、転職先での地位などが考えられる。

イ. 行為態様（漏えい）

「漏えい」を要件とした理由について、新禁止行為の「不返却・不消去」又は「不正取得」のみの場合は、顧客に実害が生じていないために、重大性又は社会的影響度が大きいとは言えないケースが多いと考えられる。また、「不返却・不消去又は不正取得された顧客情報の使用（不正使用）」については、役職員本人が当該顧客情報を使用する場合に限られる（他者に情報を渡した場合は「漏えい」に該当する）ところ、役職員本人が当該顧客情報を使用するケースとしては、顧客への勧誘等の通常の営業活動に使用するケースが多いと考えられる。通常の営業行為自体は、顧客に甚大な損害を与えるおそれが高い行為とまでは言えないと考えられるため、登録取消等に相応の重大性、悪質性、社会的影響度等が必ずしもあるとは言えないケースも多いと考えられる。このため、「処分の考え方」の「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースとしては、「漏えい」があった場合とすることとなった。

ロ. 顧客に関する情報の量・内容（顧客に関する情報の量が甚大であること又は秘匿性の高い情報が含まれていること）

「顧客に関する情報の量・内容」を要件とした理由について、現行の「職務上知り得

た秘密の漏えい」事案における処分の審査においては、「情報の量・内容」が処分量定判断の重要な要素の1つとなっており、情報の量・内容が甚大な場合は、重大性又は社会的影響度が大きいと考えられることから、「情報の量・内容」を要件とすることとなった。なお、本ワーキングの複数の委員から、「被害の程度」を重要視する意見が出されたが、漏えい行為においては、顧客の経済的被害（金額に換算できる被害）が顕在化するケースは多くないため、「処分の考え方」における「顧客被害の程度」を「顧客被害額（＝顧客が被った経済的損失の金額）」とのみ捉えるのではなく、情報を漏えいされたこと自体が被害と捉え、「被害の程度」の主な要素は「情報の量・内容」と整理した。

ハ. 不正な利得の目的・有無（不正な利益を得る目的があること、又は、不正な利益を得ていること）

「不正な利得の目的・有無」を要件とした理由について、過去の実例でも不正な利益（対価）を得ているケースが登録取消等になっていること、また、複数の委員から、「利得の有無」を重視する意見が出されたことから、「不正な利得の目的・有無」を要件とすることとなった。

（2）登録取消等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）について

本協会では、現状、具体的な処分量定の決定方法については、潜脱防止等の理由から、対外的に示していない。このため、本ワーキングでは、処分量定の基本的な考え方を整理し、その内容を踏まえて、本協会規律審査部で詳細な処分量定の決定方法を検討することとした。

情報漏えい等における登録取消等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）については、以下のような基本的な考え方に基づき、処分量定を判断することとなった。

- ① 新禁止行為の全てについて、重大性、悪質性等が極めて小さいと認められるような特別な場合を除き、原則として、処分を行うことを検討する。
- ② 「漏えい」については、「不返却・不消去」又は「不正取得」により得た情報を漏えいした場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」に係る要素が加わるため、従来よりも重く評価する。

③ 「顧客に関する情報の量・内容」に応じた処分量定とし、故意性、目的・動機、方法・手口、顧客被害額、その他の処分の検討要素により過重又は軽減する。例えば、以下の過重・軽減要素が考えられる。

イ。「不正な利得の目的・有無」があれば、より重く評価する。

ロ。「不正使用」又は「漏えい」が行われた場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」だけの場合に比べて、重く評価する。

ハ、漏えい事案において、漏えい先が情報を不正使用するおそれや二次被害を生じさせるおそれが少ない場合、又は、漏えい情報が回収できるなどの被害回復が可能な場合などは、処分の軽減要素となり得る。

Ⅲ. 不都合行為者名簿の公表等

1. 行政処分等の公表の現状

(1) 金商法上の行政処分等の公表の状況

現状、本協会及び他の認定金融商品取引業協会では、外務員に対する行政処分又は自主規制措置を行った場合、原則、対外的な公表等は行っていない³。なお、本協会においては、不都合行為者は5年間（一級不都合行為者の場合は永久）の採用禁止、登録取消処分者は5年間の再登録禁止（外務行為禁止）となる⁴ところ、採用照会制度⁴により、採用禁止期間中の採用又は外務行為禁止期間中の外務行為ができない仕組みを構築している。

金融庁では、金商法第192条の2の規定に基づき、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは金商法違反を行った者の氏名等を一般に公表することとしており、現状では、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告書の発出を行った者の名称等を公表している。

³ 本協会では、証券取引等監視委員会が金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき外務員勧告を行った事案については、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第7条の規定に基づき、本協会ホームページにおいて、事案を公表（氏名は非公表）することとしている。

⁴ 協会員は、採用しようとする者が他の協会の従業員であった場合等は、本協会に対し、不都合行為者でないこと及び自主規制措置又は行政処分を受けた者であるかどうかを確認する義務を負う制度。本協会は当該照会に係る者について過去5年間の処分の有無等を回答する。

(2) 日本のおける行政処分等の公表の状況

公認会計士、医師・歯科医師、薬剤師、一級建築士等の一部の国家資格保有者について、行政処分の情報（氏名を含む）が監督官庁のホームページ上で一定期間公表されているが、いずれも公表又は公告に関する法令の規定が存在する。

また、法令ではなく、懲戒処分の公表指針（人事院事務総長発）や自主規制規則等に基づき処分情報を公表しているケースとして、国家公務員の懲戒処分や日本商品先物取引業協会が行う商品先物取引業者の役職員の行政処分及び自主規制措置がある。これらのケースでは、氏名は非公表としつつ、処分内容、処分理由、所属先等を公表している。

(3) 米国における行政処分等の公表の状況

米国では、投資者保護を目的として、1988年に外務員情報の公開制度が創設され、1998年以降はNASD（現在のFINRA）の登録システム（CRD: Central Registration Depository）に登録された内容に基づく外務員の情報（氏名、外務員登録番号、所属会社名、保有証券外務員資格、証券会社の登録履歴、犯罪歴、処分歴、顧客や証券会社などとの係争履歴等）がブローカーチェックとして、ウェブ上で広く一般に開示されている⁵。開示情報のうち、処分歴については、処分機関、処分内容、行為時期、本人の主張、制裁の種類、行為の詳細などが恒久的に開示されている。

ブローカーチェックは、自主規制機関としてのFINRAの責任において、特に1934年証券取引所法15A条(i)項に従って提供されている。

⁵ 【FINRA BrokerCheck Terms of Use】

FINRA collects, compiles, organizes, indexes, digitally converts and maintains regulatory data from registered persons, member firms, government agencies and other sources and maintains the data in its proprietary Central Registration Depository ("CRD®") database and system. FINRA releases portions of such data through FINRA BrokerCheck, which provides data from the CRD system to the investing public. BrokerCheck is offered pursuant to FINRA's responsibilities as a self-regulatory organization, and, in particular, pursuant to Section 15A (i) of the Securities Exchange Act of 1934.

2. 処分の公表目的

登録取消等の事案を公表することにより、同様の行為を行えば重い処分が科されることが周知されるため、協会員等の役職員等に同様の行為を思いとどまらせたり、協会員等において実例を踏まえた対応策を検討することができる。また、投資者にとっても、同様の行為に対する注意喚起となるなど有益な情報になると考えられる。これにより、重大な法令等違反行為の再発防止となり、もって、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図ることが処分の公表目的である。

3. 処分の公表対象

本ワーキングの2つの検討事項（資料1 本ワーキング設置要綱参照）のうち、「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化」については、「情報漏えい」が対象であったが、「不都合行為者名簿の公表等」については、その目的が、重大な法令等違反行為の再発防止であることを踏まえると、情報漏えいに限らず、全ての重大な法令等違反行為を公表対象とすることが適当である⁶。

また、原則として、不都合行為者の取扱いと登録取消処分は併科されるが、金融商品仲介業者の外務員の場合は、制度上、不都合行為者の取扱いは科されず、登録取消処分のみが科される。これらを踏まえると、不都合行為者の取扱いの事案のみならず、登録取消処分の事案も公表対象とすることが適当である。

以上のことから、処分の公表については、全ての不都合行為者の取扱いと登録取消処分の事案を対象とすることを前提に検討した。

4. 氏名の公表について

氏名が公表されることは、役職員に同様の法令等違反行為を思いとどまらせるための、より強い要素となるものの、一方で、以下のような指摘・懸念等がある。

- ・処分対象者の氏名の公表は、名誉を棄損しうるものであるため、違法性阻却の見地から、法令の根拠に基づく形で行う必要がある。

⁶ 公表対象となる法令等違反行為には、自主規制規則違反行為を含む。なお、本協会の自主規制規則は金商法に基づき制定されているものであり、有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展を図り、投資者の保護に資することを目的として定められているものである（定款8条）。

・インターネット上で氏名が公表されれば、完全に削除することが極めて困難な情報となるため、対象者のプライバシーに配慮する必要があることや、実質的に5年(二級不都合行為者の採用禁止期間・登録取消処分を受けた者の外務行為禁止期間)を超えて行為者が排除されてしまう懸念がある。

また、採用照会制度により、不都合行為者の採用禁止や処分を受けた者の外務行為禁止が担保される仕組みが構築されており、例えば、登録取消処分又は不都合行為者の取扱いとなってから5年を経過していない者が顧客に対して営業を行うことはできない。さらに、直近20年間では登録取消等の件数が減少傾向にあり、再犯者も少ない状況であることを踏まえると、現状では、必ずしも、氏名を公表する必要性が高い状況とはなっていない。

以上の点を踏まえると、現時点では氏名を公表することは難しいが、一方で、重大な法令等違反が発生すると、金融商品取引業の信頼性が大きく損なわれることになるため、より一層の抑止力向上のための対応は必要であると考え。このため、登録取消等については、個人が特定できない形で事案を公表することが適当である。これにより、現状では、役職員処分の事案は原則非公表となっているが、今後は、登録取消等となった事案を全て公表対象とする(氏名は非公表)ことで、重大な事案に関する情報開示が行われることとなり、各関係者において一定の有用な情報となることを見込まれる。

なお、氏名の公表については、本ワーキングの委員から、登録外務員の情報をチェックできるということは、顧客にとって極めて有用であるとして、米国のような公表制度を求める意見や、今後、顧客と外務員の関係性がこれまで以上に強くなれば、将来的には米国のように、処分情報を含む外務員の情報の公表が必要になるという意見があった。

氏名の公表は、法律の根拠がない中で、本協会だけで対応することは難しい側面があることから、まずは、事案の公表から始めることとし、氏名の公表に関しては、今後の金融商品取引業を取り巻く環境の変化や各種行政処分での氏名公表等の取扱いに関する法令の改正動向などを踏まえつつ、必要に応じて検討していく課題と整理した。

5. 事案の公表に係る検討

(1) 公表対象・公表方法・公表期間について

公表対象については、前述「3. 処分の公表対象」のとおり、登録取消処分又は不都合行為者の取扱いとなった事案の全てとすることが適当である。なお、外務員の欠格事項に該当（金商法第64条の2第1項第1号に掲げる同法第29条の4第1項第2号イ〜リに該当。以下同じ。）したこと又は外務員登録時点で既に欠格事項に該当していたことにより登録取消処分となった事案（以下「欠格事項該当事案」という。）については、例えば、交通事故で懲役刑を受けた場合などのように、協会員等の業務に関連しない事案もあるものの、欠格事項該当事案はいずれも重大事案であり、外務員として不適格であると判断された者であることに鑑みれば、公表対象に含むべきである。

また、公表方法は、処分の都度、本協会ホームページに掲載するとともに、協会員通知を行うこととし、公表期間は、二級不都合行為者の採用禁止期間及び登録取消処分となった者の外務行為禁止期間と合わせ、処分を行った日から5年間とすることが適当である。

(2) 公表内容について

公表内容については、処分日、処分内容（登録取消処分・不都合行為者の取扱いの別）、法令等違反行為の概要、協会員名又は金融商品仲介業者名（事故が発生した時に所属していた協会員又は金融商品仲介業者の名称。以下「協会員等の名称」という。）とすることが適当である。

これらの公表内容のうち「法令等違反行為の概要」については、公表に馴染まない個社の内部情報等が含まれないようにするとともに、模倣犯による被害を防ぐために、一定程度、行為内容を簡略化して記載する必要がある。また、当該事案の発生を踏まえた改善策又は発見の端緒等のうち他の協会員の参考となる情報、その他再発防止のために参考となる情報があれば、上記の公表内容に加えて、当該参考情報を協会員通知に記載し、協会員に周知することが適当である。なお、参考情報は原則として協会員通知にのみ記載するが、投資者にとっても有用な情報があれば、本協会ホームページにも、当該情報を掲載することが適当である。

また、欠格事項該当事案における「法令等違反行為の概要」及び「協会員等の名称」については、以下のとおり、事案に応じて内容に差を設けることが必要と考える。

①欠格事項該当事案における法令等違反行為の概要について

外務員が欠格事項に該当したことにより登録取消処分となるケースは、「処分の考え方」において、以下のとおりとされている。

【欠格事項該当により登録取消処分となるケース】

- イ. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
- ロ. 欠格事項の起因となった行為が、刑法上の重大な犯罪である場合
- ハ. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- ニ. 上記イ～ハに該当せず、禁錮以上の刑（金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）を受けることとなった場合（執行猶予があつた場合を除く。）
- ホ. 外務員登録の時点において登録拒否要件（金商法第 64 条の 2 第 1 項）に該当していたことが登録後に判明した場合

これらのうち、欠格事項の起因となった行為が協会員の業務に関連しないものである場合のように、具体的な行為内容を公表する必要性は低いと考えられる事案もある一方で、欠格事項の起因となった行為が金商業以外の金融関係業務（銀行業や保険業等）に関連するものである場合や経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合は、具体的な行為内容が公表されることで再発防止の効果が期待できる。このため、欠格事項該当事案については、以下のとおり、公表内容に差を設けることが適当である。

(i) 以下の a～f に該当する場合は、「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当である旨」に加えて、欠格事項の起因となった具体的な行為内容を公表する。

- a. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合⁷

⁷ a 又は b の場合は、欠格事項該当届出の提出に加えて、事故顛末報告書が提出されることが想定され、当該事故顛末報告書を審査した結果、登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった場合は、欠格事項該当としてではなく法令違反等行為の概要が公表されることになる。

- b. 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合⁴
- c. 外務員登録時点において登録拒否要件に該当していたことが、登録後に判明した場合
- d. 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業以外の金融関係業務（銀行業、保険業、貸金業、商品先物取引業、その他の金融関係業務）に関連するものである場合
- e. 欠格事項の起因となった行為が、経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合
- f. 上記 a～e の他、具体的な行為内容を公表する必要があると本協会が認める場合

(ii) 上記(i)以外の場合は、「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当（金商法第29条の4第1項第2号ハ）である旨」及び「適用法令（罰条）」を公表する。

②協会員等の名称について

協会員等の名称を公表する効果として、協会員が役職員に対する管理監督を強化する一定のインセンティブになるといった「協会員に与える効果」が考えられる⁸。また、投資者が契約関係にある又は契約を予定している協会員の情報を得られるといった「投資者に与える効果」や、業界として役職員の法令等違反行為に対して厳格に対応していくことを対外的に示すといった「業界としての姿勢の顕示効果」も考えられる。これらの効果は、処分の公表目的である「投資者保護」や「金融商品取引業に対する信頼性の維持・向上」に資するものである。

さらに、過去10年間の登録取消等では、ほとんどが着服によるものとなっているが、着服事案は刑事事件にもなりうる重大な犯罪行為であり、協会員による役職員の管理監督が強く求められることから、行為当時に所属していた協会員等の名称を含めて公表することが適当である。

ただし、欠格事項該当事案のうち、役職員がプライベートで起こした犯罪行為に起因するものについては、協会員のコントロール下にある事案とはいえ、協会員名の公表による再発防止効果が期待されないケースであるため、協会員等の名称を公表すること

⁸ 当該効果について、本ワーキングの委員からは、役職員の法令等違反行為を防止するための管理監督に対するインセンティブは常に働いており、協会員等の名称の公表が役職員の管理監督に与える影響は限定的であるという意見もあった。

は適当ではないと考える。

以上を踏まえ、欠格事項該当事案のうち、以下のイ又はロに該当するものについては協会員等の名称を非公表とし、それ以外の事案は、協会員等の名称を公表することが適当である。

- イ. 欠格事項の起因となった行為が経済犯罪又は財産犯罪によるものである場合で、かつ、協会員の業務（金融商品取引業に限らない）に関連する行為ではない場合
- ロ. 「法令等違反行為の概要」として、「欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）である旨」及び外務員の欠格事項に該当することとなった「適用法令（罰条）」を公表する場合

なお、情報漏えい事案において、役職員が転職前の協会員の顧客情報を持ち出し、転職後の協会員で漏えいした場合、転職前の協会員から「退職時の顧客情報の不返却・不消去」に係る事故顛末報告書が提出され、転職後の協会員から「顧客情報の漏えい」に係る事故顛末報告書が提出されることになる。このように一連の法令等違反行為が複数の協会員において行われる場合は、当該複数の協会員名を公表することが適当である。

また、本ワーキングの委員から、発見の端緒が協会員による社内調査である事案については、協会員の自浄作用が発揮された事案と評価されるべきであるにもかかわらず、当該協会員に対してマイナスイメージを持たれるという懸念が示された。このため、公表する際は、協会員が自社で発見・調査した事実を記載することで、内部管理が有効に機能していることを示し、これにより、当該懸念を緩和するなどの対応が必要である。

③具体的な公表パターンについて

上記①及び②を踏まえた「法令等違反行為の概要」及び「協会員等の名称」の具体的な公表パターンを以下のとおり整理した。

(情報漏えい事案で公表されるケース)

- ケース 1 : 協会員 A の役職員が大量の顧客データを名簿業者に売却した場合
→具体的な行為内容を記載、A 社名を公表

ケース 2 : 協会員 A の役職員が退職時に大量の顧客データを持ち出し、仲介業者である B に転職して当該仲介業者の外務員となった後に、当該顧客データを仲介業者 B に提供した
→具体的な行為内容を記載、A 社名及び B 社名を公表

(欠格事項該当事案で公表されるケース)

ケース 1 : 特別会員 C の役職員が銀行業務で横領したことにより懲役刑を受けた場合
→具体的な行為内容を記載、C 社名を公表

ケース 2 : 協会員 D の役職員が不動産業務で詐欺を行ったことにより懲役刑を受けた場合
→具体的な行為内容を記載、D 社名を公表

ケース 3 : 協会員 E の役職員がプライベートで窃盗を行ったことにより懲役刑を受けた場合
→具体的な行為内容を記載、協会員等の名称は非公表

ケース 4 : 特別会員 F の役職員が交通事故やプライベートでの傷害事件により懲役刑を受けた場合
→「欠格事項該当（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ）である旨」及び「適用法令（罰条）」のみ記載、協会員等の名称は非公表

(3) 具体的な公表イメージ

① 「法令等違反行為の概要」に具体的な行為内容が記載されるケース

処分年月日	2023 年●月●日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	●●証券株式会社

<p>法令等違反行為の概要</p>	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当社の役職員である甲は、生活費や借入金の返済に充当するため、顧客〇名に対し、「当社の証券カードが新しいカードに切替えになる」旨の虚偽の説明をして、顧客の当社証券カードを詐取したうえで、暗証番号を不正に取得し、当社証券カードを使用して、〇回にわたり、合計約〇万円を ATM から引き出し、これを着服した。</p> <p>(注) 金額等の数字は、適宜、丸めた数字を記載する。</p>
<p>発見の端緒</p>	<p>(注) 以下の選択肢 1～4 のうち該当する選択肢を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社内検査等により自社で発見 2. 外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明 3. 外部機関（行政当局や自主規制機関等）の検査等で判明 4. その他（解説資料参照）
<p>参考情報（※）</p>	<p>(当社の改善策)</p> <p>営業員がカードを預かったり、暗証番号の確認を行ったりすることはない旨を記載した注意喚起文書を作成し、定期的又は取引時・面談時等に顧客に配付する。</p>

(※) 参考情報の内容については、公表対象となる協会員等から意見を聴取したうえで、本協会が決定する。

② 「法令等違反行為の概要」に具体的な行為内容は記載されないケース

<p>処分年月日</p>	<p>2023 年●月●日</p>
<p>処分内容</p>	<p>登録取消処分</p>
<p>行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業</p>	<p>—</p>

者の名称	
法令等違反行為の概要	【欠格事項該当(金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号ハ)】 刑法第 204 条 (傷害)

IV. おわりに

本ワーキングでは、「情報漏えいに対する役職員の処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」について検討を行い、「情報漏えいに対する協会の役員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化」及び「不都合行為者の取扱い及び登録取消処分の公表」を提言したが、その目的は、顧客情報の漏えい防止及び重大な法令等違反行為の再発防止であり、もって、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図ることである。

昨今、漏えいした情報が詐欺等の犯罪行為に使用される事件も発生しており、今後、益々、顧客の金融資産を預かる金融商品取引業者等の情報管理に対する関心や要請が高まってくるものと考えられる。また、金融商品取引業者等の人材の更なる流動化や金融商品仲介業者・金融サービス仲介業者の増加などにより、従来型の役員等の管理・監督だけでは十分でない場面が出てくることも考えられる。本報告書で提言した事項が着実かつ適切に実行されることにより、そうした時代の変化や要請に応じた対応が図られることが期待される。

また、「登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった者の氏名の公表」については、今後の金融商品取引業を取り巻く環境の変化や各種行政処分での氏名公表等の取扱いに関する法律等の改正動向などを踏まえつつ、適時適切に検討されることが望まれる。

重大な情報漏えい行為や法令等違反行為が発生すると、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼が大きく損なわれることになり、その回復は容易ではない。それを惹き起こさないためには、協会各社において、役員等の倫理意識を維持・向上させる社内風土の構築や人事教育の徹底こそが重要であり、処分の厳格化や処分の公表という方法は、これらを補完する手段でしかない。今般の本ワーキングにおける提言により、協会及び金融商品仲介業者の役員一人ひとりが、金融商品取引業の社会的使命の重要性を再認識し、資本市場の仲介者として国民から信頼されるよう自らの行動を見つめ直すきっかけになることを強く期待したい。

以 上

V. 参考資料

- 資料1 本ワーキング設置要綱
- 資料2 本ワーキング委員名簿
- 資料3 本ワーキング議論の経過

「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置について

2022年9月20日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、本年4月20日から5月19日までの間、「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が強くなっている。

これらの状況を踏まえ、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図るため、上記提案について検討を行うこととし、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化
- (2) 不都合行為者名簿の公表等
- (3) 上記に関連する事項

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、13名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループのメンバーは、協会員の実務に精通した役職員及び有識者のうちから選任する。
- (3) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) 本ワーキング・グループの検討状況については、適宜、自主規制会議、外務員等規律委員会及び自主規制企画分科会に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、規律本部規律審査部が担当する。

以 上

資料2

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」名簿

2023年6月

日本証券業協会

主査	河村賢治	(立教大学 法学部 教授)
委員	青木浩子	(千葉大学 大学院社会科学研究院教授)
〃	赤松房枝	(ゴールドマン・サックス証券 コア・コンプライアンス部長 マネージング・ディレクター)
〃	市原敬介	(楽天証券 取締役 常務執行役員)
〃	生方哲也	(みずほ銀行 リテール・事業法人業務部 調査役)※1
〃	大谷太郎	(野村証券 コンプライアンス統括部長)
〃	坂野維子	(弁護士)
〃	藤井和則	(大和証券 コンプライアンス部長)
〃	逸見和希	(七十七銀行 東京事務所 リーダー)※2
〃	松岡高子	(岩井コスモ証券 内部管理部長)
〃	山崎昇一	(いちよし証券 取締役(兼)執行役専務)
〃	山本正	(弁護士)
オブザーバー	(金融庁 監督局証券課)	

※1 2022年9月から2023年3月まで、西川裕司(三菱UFJ銀行 法人・リテール
企画部 上席調査役)

※2 2022年9月から2023年2月まで、小西将紀(七十七銀行 東京事務所 調査役)

以上 13名(敬称略・五十音順)

協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ
議論の経過

第1回	2022年 10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングでの検討の進め方について（事務局説明） ・過去の情報漏えい関係事案について（事務局説明） ・「情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の処分の厳格化」の論点等について（意見交換）
第2回	12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員への意見照会の結果について（事務局説明） ・禁止行為の追加について（意見交換）
第3回	2023年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為の追加について（意見交換） ・従業員規則7条における新禁止行為の条文イメージ（意見交換）
第4回	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に係る規則改正案の検討の進め方について（事務局説明） ・情報漏えいに対する処分量定について（事務局説明・意見交換）
第5回	3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について（事務局説明） ・不都合行為者名簿の公表等について（事務局説明・意見交換）
第6回	4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について（事務局説明） ・不都合行為者名簿の公表等について（意見交換） ・処分の公表に係る規則改正案について（事務局説明・意見交換） ・ワーキング報告書（案）について（事務局説明・意見交換）
第7回	5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為に関する規則改正案等の検討状況について（事務局説明） ・処分の公表イメージについて（事務局説明、意見交換） ・処分の公表に係る規則改正案について（事務局説明・意見交換） ・ワーキング報告書（案）について（事務局説明、意見交換）

以 上